業務委託契約書（案）

収　入

印　紙

業務番号　　管財委第１号

１　業務名　　令和７年度市庁舎及び市庁舎車庫清掃業務

２　業務場所　　五所川原市字布屋町４１番地１　　（市庁舎）

　　　　　　　　五所川原市字弥生町１３番地２４　（市庁舎車庫）

３　履行期限　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　委託料　　　　￥　　　　　　　　　－

　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥　　　　　　　　－）

５　契約保証金　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

６　その他

上記の委託業務について、委託者　五所川原市と、受託者

とは、別紙条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また業務履行保証人は受託者がその債務を履行しない場合において、その履行の責めを負うものとする。）

　この契約の成立を証するため、この契約書を３通作成し、当事者記名押印し、各自そ

の一通を保有するものとする。

　令和７年４月１日

　　　　　　委託者　　　　五所川原市長　　　　佐々木　孝昌 印

　　　　　　受託者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　業務履行

　　　　　　保証人

印

　（総則）

第１条　受託者は、別紙「清掃業務特記仕様書」に基づき、頭書の業務委託料をもって頭　　書の委託期間中、頭書の業務を行わなければならない。

２　前項の「清掃業務特記仕様書」に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

　（権利義務の譲渡等）

第２条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

　（再委託等の禁止）

第３条　受託者は、この契約の履行について委託業務の全部、又は一部を第三者に委託し、

　又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

　（現場主任、業務従事者名簿）

第４条　受託者は、この業務委託遂行のため、作業を指揮監督する現場主任を定めるものとする。

２　受託者は、現場主任の履歴書（写真貼付）及び業務従事者の名簿を委託者に提出するものとする。異動の場合も同様とする。

　（業務実施の報告、確認等）

第５条　受託者は、委託者との協議による様式により業務の実施状況、経過を委託者に報告するとともに、委託者の点検及び確認を受けなければならない。

　（委託業務の調査等）

第６条　委託者は、受託者の委託業務の実施について、随時その状況を調査し又は報告を求め、その業務の改善、停止その他の措置を命ずることができる。

　（業務内容の変更等）

第７条　委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は委託期間を変更する必要が

　あるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償するものとし、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

　（臨機の措置）

第８条　委託者は、緊急かつ必要と認めるときは、受託者に対し委託業務の実施について臨機の措置を求めることができる。

　（設備等の使用）

第９条　委託者は、受託者が委託業務を実施するために、必要な休憩室並びに電力、給水等を無償で使用させ、受託者はこれを効率的に使用するものとする。

　（損害のために必要を生じた経費の負担）

第１０条　委託業務の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は委託者の責めに帰する理由による場合又は不可抗力によるものと認められる場合のほか受託者の負担とする。

２　受託者は、前項の規定により委託者及び第三者に損害を及ぼした賠償金については、委託者の請求により１０日以内に賠償金に相当する金額を、委託者に納付しなければならない。

　（業務委託料の支払方法）

第１１条　業務委託料の請求は、毎月分を委託業務完了後、委託者の確認を受け委託者の指定する様式により委託者に請求するものとする。

２　委託者は、前項の規定による請求書を受理した日から３０日以内に請求代金を支払うものとする。

　（服務及び規律）

第１２条　委託者は、受託者の従業員がその業務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して必要な措置をとるよう求めることができる。

２　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。

　（秘密の保持）

第１３条　受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

　（業務履行保証人等）

第１４条　受託者は、委託業務を履行することができない場合に、自己に代わって自ら委託業務を履行することを保証する者を業務履行保証人として立てなければならない。

２　業務履行保証人は、この契約にかかる委託業務履行保証人として、委託者が相当と認めるものでなければならない。

３　業務履行保証人は、天災地変、人災、労働、争議、倒産等その他事情により受託者の業務の継続ができなくなったことを確認したとき、その業務の代行を実施する。

４　受託者は、業務履行保証人が死亡し、又はその資格及び能力を失ったときは、速やかにこれにかわる者を業務履行保証人として立てなければならない。

　（契約の解除）

第１５条　委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)受託者の責めに帰すべき理由により頭書の委託期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき。

　(2)受託者の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意志がな

　　いと認められるとき。

　(3) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

　（違約金等）

第１６条　前条の規定により、委託者が契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属し、契約保証金を免除したものであるときは、受託者は契約金額の１００分の５に相当する金額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

２ 委託者に前項の規定による金額を超えた額の損害が生じたときは、委託者はその超えた金額を損害賠償金として徴収する。

　（違約金等の徴収）

第１７条　受託者がこの契約に基づく違約金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年２．５パ－セントの割合で計算した利息を付した額と委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年２．５パ－セントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

３　委託者は、この契約に基づく違約金及び賠償金並びに前項の遅延利息に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、受託者に対し業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

４　受託者が前項の規定に違反して質問に応ぜず、若しくは虚偽の応答をし、又は報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合に

　おいては、委託者は、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

　（その他）

第１８条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とで協議してこれを定めるものとする。